

## 議案第54、55号 資料

### 押印の見直しに伴う教育委員会規則及び教育委員会訓令の一部改正について

#### 1 改正する教育委員会規則

	改正の項目	押印の 廃止	用語の 整理	その他
規則の名称				
1 川崎市立学校施設使用規則		○	—	○ (※ア)
2 川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則		○	○ (※イ)	—
3 川崎市博物館の登録等に関する規則		○	○ (※ウ)	○ (※エ)
4 川崎市文化財保護条例施行規則		○	○ (※オ)	○ (※カ)

※ア ①元号の削除、②様式サイズの削除

※イ ①「あて先」→「宛先」

※ウ ①「あつた」→「あった」、②「至つた」→「至った」

※エ ①「川崎市教育委員会様」→「(宛先) 川崎市教育委員会」、②連絡先の追加

※オ ①「あて先」→「宛先」、②「種類」→「種別」など

※カ ①職業欄の削除、②生年月日欄の削除など

#### 2 改正する教育委員会訓令

	改正の項目	押印の 廃止	用語の 整理	その他
訓令の名称				
1 川崎市教育委員会職員服務規程		○	○ (※キ)	○ (※ク)
2 川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程		○	—	—
3 川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程		○	—	—

※キ ①「営利企業等従事許可」→「営利企業従事等許可」

※ク ①元号の削除

総行行第169号  
総行経第35号  
令和2年7月7日

各都道府県知事  
(行政改革担当課、市区町村担当課扱い)  
各指定都市市長  
(行政改革担当課、市区町村担当課扱い)

殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

### 地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、経済4団体からの要望も踏まえ、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでおり、これまでの見直しの結果及び今後の取組が、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月2日第8回規制改革推進会議資料。以下「規制改革推進会議資料」という。別添1）としてとりまとめられました。

規制改革推進会議資料では、「地方公共団体における取組」として、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続について、その対応が言及されているところです。

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。このため、各地方公共団体においても、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むことが望まれます。

今般、別紙のとおり、規制改革推進会議資料の内容を踏まえ、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項を整理しました。各地方公共団体においては、この留意事項を参考として、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対しても、周知をよろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び第252条の17の5第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(別紙) 地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る  
留意事項について

**1 国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続について**

国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、法令等所管府省において、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(1)及び(2)」にのっとり、国の緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うこととされている。

各地方公共団体においては、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられる。

なお、国の法令等に基づいて地方独立行政法人が実施する手続については、各地方独立行政法人において各府省から発出される当該手続に係るガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応されるよう、各地方公共団体において、設立する地方独立行政法人に対し、当該ガイドライン等を周知する等の対応を行うことが考えられる。

**2 地方公共団体が独自に実施する手続について**

地方公共団体が独自に実施する手続(地方独立行政法人における手続で当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の条例等に基づいて実施するものを含む。)については、各地方公共団体において、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(1)から(3)まで」を参考として、国の取組に準じた対応を実施することが考えられる。

**(参考) 規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(1)から(3)まで」の概要**

**1. 行政手続に関するもの**

**(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの緊急対応**

- ① テレワークの障害となる規制・制度等についての経済4団体による緊急要望を受け、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により、「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて(再検討依頼)」(令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書。別添2)に記載の「具体的基準」に即した緊急対応を行う。

※ その結果については、概要が公表されている(令和2年6月22日第7回規制改革推進会議資料2-1別添2。内閣府ホームページ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/agenda.html> 参照)。要望事項の中には地方公共団体における行政手続も含まれていることから、適宜参照されたい。

- ② ①以外の行政手続についても、優先順位の高いものから順次、「具体的基準」に従い、緊急対応として必要な措置を講じるとともに、その周

知を行う。

(2) 恒久的な制度的対応

緊急対応を行った手続だけでなく、書面主義・押印原則・対面主義が求められている、原則としてすべての行政手続について、恒久的な制度的対応として、年内に別添2に記載の「具体的基準」に照らして必要な検討を行い、法令・告示・通達等の改正等を行う。

(3) 会計手続その他の内部手続

会計手続、人事関係手続、決裁関係手続等の内部手続については、各府省や独立行政法人における優良事例(令和2年6月18日第4回旅費・会計等業務効率化推進会議幹事会資料を基に作成。別添3)を基にした書面・押印・対面の見直しを行う。

また、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(3)」で示されている会計手続その他の内部手続については、各府省が所管する独立行政法人における手続についても対象とされており、各地方公共団体が設立する地方独立行政法人においても、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1(3)」を参考として対応を実施することが考えられる。

各地方公共団体においては、設立する地方独立行政法人に対して優良事例(別添3)を周知する等、地方独立行政法人において書面規制・押印・対面規制の見直しが行われるよう適切に対応することが考えられる。

なお、会計手続その他の内部手続の中には、国の法令等に基づいて実施されるものも含まれるものであるが(例:地方自治法に規定する入札・契約関係等)、これらの手続については、上記「1 国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続」として、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ対応するものである。

### 3 民間事業者間の商慣行等による手続について(参考)

民間事業者間の商慣行等による手続に関して、「押印についてのQ&A」(令和2年6月19日内閣府、法務省、経済産業省作成。別添4)が公表されていることから、参考までお知らせする。

(添付資料)

別添1 書面規制、押印、対面規制の見直しについて(令和2年7月2日第8回規制改革推進会議資料)

別添2 行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて(再検討依頼)(令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書)

別添3 各府省における内部手続の見直し事例(令和2年6月18日第4回旅費・会計等業務効率化推進会議幹事会資料を基に作成)

別添4 押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府、法務省、経済産業省作成)

# 川崎市申請書等の押印見直しに関する方針

(2川総行革第509号 令和3年2月10日総務企画局長決裁)

市民の手続に伴う負担軽減を図るとともに、行政手続等のオンライン化を推進するため、市民に求めている申請書等の押印義務付けの見直しについて、次の方針に基づき見直しを進めるものとする。

## 1 基本的な考え方

- (1) 申請書等は原則記名のみとする。
- (2) 署名を求める実質的な必要性がある場合は例外的に署名を求めることができるものとする。
- (3) 署名を求める場合において、署名の代替手段としてやむを得ない場合のみ押印を求めることができるものとする。

※記名：印字、ゴム印、代筆等の自署ではない方法により氏名を記すこと。

※署名：自署により氏名を書くこと。

## 2 見直しの例外

- (1) 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
- (2) 入札書、請求書、領収書等及びこれらに係る委任状
- (3) 国、県の法令・条例・規程等やその他団体により押印又は署名が義務付けられているもの及びそれらに基づく委任状
- (4) その他、文書の真正性を担保するため、実印の押印を求めているもの